

厚生文教委員会所管事務調査報告書

令和元年第5回東大和市議会厚生文教委員会において所管事務調査を行うこととした事項について、調査の結果を報告する。

1 調査事項 「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについて

2 調査年月日

- ① 令和元年 7月23日(火)(令和元年第6回委員会)
- ② 令和元年 9月13日(金)(令和元年第7回委員会)
- ③ 令和元年10月24日(木)(行政視察:愛知県豊田市)
- ④ 令和元年11月 6日(水)(令和元年第8回委員会)
- ⑤ 令和元年12月13日(金)(令和元年第9回委員会)
- ⑥ 令和元年12月18日(水)(令和元年第10回委員会)
- ⑦ 令和2年 1月 8日(水)
(研修参加:全国市議会議長会「2040未来ビジョン出前セミナー」「児童虐待をめぐる諸課題と地域の役割」)
- ⑧ 令和2年 1月21日(火)
(行政視察:東大和市子ども家庭支援センター)
- ⑨ 令和2年 7月13日(月)(令和2年第4回委員会)
- ⑩ 令和2年 9月11日(金)(令和2年第5回委員会)
- ⑪ 令和2年10月16日(金)(令和2年第6回委員会)
- ⑫ 令和2年12月10日(木)(令和2年第7回委員会)
- ⑬ 令和3年 1月18日(月)(令和3年第1回委員会)

3 委員 (委員長) 実川圭子 (副委員長) 木戸岡秀彦
上林真佐恵 中村庄一郎
森田博之 大川元

4 調査報告 別紙のとおり

令和3年1月18日

厚生文教委員会
委員長 実川圭子

東大和市議会
議長 中間建二様

本件については令和元年6月24日に開催した第5回委員会において調査を行うことを決定した。その後、計10回の委員会開催と市内関係施設の視察並びに先進市への行政視察等を重ね、調査を行った。調査結果及び各委員からの意見の概要は次のとおりである。

調査事項 「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについて

1. 調査項目の設定の経緯

当市は、平成27年度より「日本一子育てしやすいまち」をめざすとして、子ども・子育て支援策の充実を図ってきた。平成29年には日経DUALの「共働き子育てしやすい街」で総合3位となり、取り組みが評価された。合計特殊出生率は都内区部市部で平成28年3位、平成29年1位、平成30年2位と高い水準を維持している。

一方、全国的には虐待、いじめ、不登校など子どもたちを取り巻く多様な環境について、子どもが犠牲になる事件の報道が続いている。虐待件数は過去最高を記録し続けている。「日本一子育てしやすいまち」が「大人にとって子育てしやすいまち」だったり、子どもにとって育つのに困難があってはならない。当市で育つ子どもたちが犠牲とならないように、市内の状況や対応について調査したい。合わせて、市が協議を進めている子ども・子育て憲章についてもどのような検討がされているのか調査を行いたい、との意見が出され、『「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについて』を調査事項として、取り組むことに決定した。

2. 調査の進め方

各委員から出された意見をもとに、具体的な調査事項としては、「不登校、引きこもり、貧困、人権・権利、虐待、自殺」とした。また、子ども達の意見を聴くことについても検討していくこととした。市が把握している具体的な数字やデータに基づき調査し、その上でどういうことができるのか、どのような対応が必要かを協議していくこととした。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、行政視察の自粛など、委員会活動を例年通りに行うことができなかった。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で外出自粛や学校休校、保育園や幼稚園の利用自粛による子どもたちへの影響について、また、親の経済的困窮による子どもの貧困についても状況の確認を行った。

3. 各調査内容について

■不登校に関する現状と取り組みについて

不登校については、市内小学校の出現率は近年微増傾向で、市内中学校の出現率については高くなっている。学年進行とともに出現率が高い傾向にあるとのこと。要因は家庭に係る状況、いじめを除く友人関係をめぐる問題、学業不振などが多い。それに対し、市では5つの不登校対策事業に取り組んでいることや、サポートルームとさわやか教育相談室での対応状況を確認した。

【現状】

- ・近年微増、学年進行と共に出現率高くなる傾向にある。
- ・要因は家庭に係る状況、いじめを除く友人関係を巡る問題、学業不振が多い。
- ・不登校対策事業として、5つのことに取り組んでいる。
 - ①月3日以上欠席児童・生徒報告
 - ②欠席電話受け付け時の対応の徹底
 - ③病気等の理由がなく連続欠席日数7日以上児童・生徒、保護者に対する校長面談
 - ④年間10日以上欠席児童・生徒の指導等に関する個票の作成
 - ⑤不登校対策に係る学校訪問
- ・サポートルーム（学習の補充と生活の力を身につけ、学校復帰や社会的自立を支援している、平成30年度の入室児童・生徒27人、学校復帰0人、上級学校等進学8人）
- ・引きこもりについては把握していない。類似する状態として不登校が考えられる。
- ・さわやか教育相談室での相談（不登校に関する高校生からの相談は、平成30年度に3件、うち終結1人、終了1人、中断1人）
- ・平成28年に「義務教育段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律」制定により不登校を問題行動と判断せずに、寄り添い、共感的に受容の姿勢で支援するという認知が広まった。
- ・家庭の支援（スクールソーシャルワーカー・学校と家庭の支援員・さわやか教育相談室・スクールカウンセラーなどの配置）
- ・教室以外の登校（別室・保健室・校長室など）は学校の実態に応じ柔軟に対応している。学校以外の施設としてはサポートルームの機能の充実に図っていく。
- ・18歳を超えた方に対する支援（ひきこもりサポートネットのパンフ

レットを渡す・東京都や市の相談機関等を紹介)

【意見】

- ・いじめや不登校に対しても人権教育が大切ではないか。
- ・子どもたちが相談しやすい環境が大事
- ・スクールカウンセラーの勤務時間数が前年度より大幅に増えているところがある。特に三小は相談件数が多い。欠員が生じることで相談件数に増減が起きている。信頼関係も（件数への影響が）ある。
- ・担任の先生だけではなく、全教員が相談体制を取り、誰に相談してもいいようにする。
- ・いじめ防止のシンポジウムの発表が素晴らしいが、一つのフロアなので、一部のところしか聞こえない。伝わるような工夫をしてほしい。
- ・学校の中だけではなく、社会全体で考えなくてはいけない。
- ・学校以外の学びの場をきちんと保障していくことも考えなくてはいけない。一人ひとりに学習、教育の確保、保障していくことが大事

■人権・権利に関する現状と取り組みについて

人権・権利については人権尊重教育推進校として指定を受けている第四中学校の取り組みについても報告がありました。

【現状】

●教育委員会の取り組み

- ・人権教育推進委員会の企画運営
- ・学校訪問時に人権教育に関する指導・助言
- ・相談窓口連絡先一覧配布（自殺防止や児童虐待、いじめ、体罰の防止に向けた取り組みとして、長期休業前に年3回配布）
- ・相談事業（いじめ電話相談、さわやか教育相談室）
- ・相談ほっとLINE@東京は都内の中高校生を対象としたSNSを活用した相談だが、相談ケースの市への情報提供は現在のところない。
- ・SNSを活用した相談事業は、予算や人材確保、その他の対応等、研究しなければならない点が多い。

●学校の取り組み

- ・人権教育の全体計画及び年間指導計画の作成
- ・いじめ防止の基本方針を策定（アンケート調査・教員研修・いじめ防止のためのシンポジウムの開催など）
- ・体罰防止について校内研修の実施

●第四中学校の取り組み

- ・東京都教育委員会から人権尊重教育推進校（令和元年度～令和２年度）の指定を受ける。
- ・令和元年度の取り組み（自尊感情についてアンケートの実施、教員の人権感覚について研修会の実施、道徳授業にて東京都の人権課題をテーマとした授業の実施、特別活動にて生徒会を中心に四中人権宣言に基づいた生活の見直し、総合的な学習の時間にてオリンピック・パラリンピック競技大会と人権についての講演会の実施）
- ・人権尊重教育推進校の取り組み成果の他校への波及については、東京都指定の人権尊重教育推進校の取り組みや研究発表を参観、管理職をはじめ、主幹教諭など教職員の人権教育に関する研修を行う。

【意見】

- ・相談ホットLINE@東大和をつくれなにか。
- ・コミュニティ・スクールを利用して地域の人を含めていろいろ話してもらってもいい。
- ・外国の子どもに対するような、人権問題も必要
- ・人権教育を一番ベースにしていろいろな施策展開できたらいい。
- ・子どもの人権をどう保障していくかを、大人も一緒に人権、権利について学んでいくことができたらいい。

■ 貧困に関する現状と取り組みについて

貧困については主に就学援助費について報告がありました。就学援助は経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、援助している。

【現状】

- ・就学援助事業については、学用品費等と新入学学用品費は国が示す予算単価に準じて設定している。その他の費目は実費分を負担している。新入学学用品費は平成２９年度と平成３１年度に引上げ、入学前支給をしている。
- ・学校入学前の就学時健康診断の案内に就学援助事業の案内を同封し、健康診断の際に説明するなど、制度の周知に努めている。

【意見】

- ・就学援助の入学準備金の申請期限が４月末となっているのを延長できないか。
- ・実態調査をして、きちんと支援を届けていく、拡大していくことも重要
- ・コロナ禍で環境が変わり、特に貧困の問題は、今後子どもたちにかかりの影響を与える。

■虐待に関する現状と取り組みについて

子ども虐待の通報番号189（いちはやく）の周知とともに、東京都子供への虐待防止等に関する条例も施行され、児童相談所と市の子ども家庭支援センターが対応を進めてきている。その取り組みの実態を調査するために、子ども家庭支援センターを視察した。センター内のかるがもひろばや一時預かりを見学した後、虐待が複合化している現状を聞いた。

【現状】

- ・虐待の気づきから援助までの流れ、関係機関と連携（チームケア会議）
- ・家庭環境に困難さがあり、家族全体への支援が必要
- ・センター長、所長のほか、ワーカーが4名（うち1人は虐待対策ワーカー）
- ・現状の課題や問題点→件数が増えている、世帯全体の問題。家庭の問題が複雑化複合化している。家庭まるごと支援が必要
- ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、地域包括（生活困窮）など多職種連携で一番つながりやすいキーパーソンを窓口として、孤立化を防ぐため、早期発見で、地域で支える。
- ・心の病（保護者の精神疾患）など医療につながっていない、支援を拒絶されてしまう。→養育支援、保健センターなどつながれるところと連携
- ・平成30年度は、130件（身体的35、心理的73、ネグレクト22）
（実母74、実父28、継母父6、その他22）
通報（学校41、保育園25、庁内23、児相12）
- ・面前DV、心理的虐待など警察や児相と連携、緊急対応
- ・児童虐待防止の取り組み（周知、ポスター、オレンジリボンキャンペーン、体罰によらない子育てハンドブック）

【意見】

- ・表面に見えない虐待がすごく多いと思う、相談しやすい体制づくりがまず大切
- ・児童相談所とかるがもとの連携がよくわかった。虐待の連鎖が難しい問題。大人が目につけ、いつでもヘルプの時に助けてあげられる環境、ネットワークをできるだけ細かくやっていくのが必要
- ・親自身の発達障害や介護や貧困など問題が複合化している。いろいろな部署とつなぐことが重要
- ・子ども家庭支援センターの体制を強化する。
- ・家庭の丸ごと支援が必要。孤立化を防ぐための早期発見で地域を支えていく。

- ・コロナ禍で家庭環境も変わり、虐待は増えているのか、貧困も影響しているのか。

■ コロナ対策に関する現状と取り組みについて

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、令和2年3月から5月まで、学校の休校や、保育園の利用自粛、緊急事態宣言で外出自粛など、これまでにない対策が取られた。子どもたちへの影響が心配される中、新しい関係の築き方として、地域子ども・子育て支援事業はどのように進めていくのか、調査してはいかがか、との意見が出され、12事業のうち「子育てひろば」「子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）」の2事業に絞って現状を確認した。

□ 子育てひろば事業

【現状】

- ・民間保育園3園、児童館6館、かるがもひろば、で実施している。
- ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進／子育て等に関する相談及び援助／地域の子育て関連情報の提供／子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- ・4月の緊急事態発出前後から休止。6月2日より感染防止対策を図り再開
- ・休止中は「子どもと出かけることができずストレスがたまった」という声、再開後は「安心してあそぶことができる場所があることがうれしい」という声があった。
- ・定員の設定や事前予約制といった内容の見直し、感染防止対策等を行い、新しい生活様式の中で安心して子育てができる場所とする。
- ・児童館ひろばでは各館とも利用者が大幅に減少している。
- ・コロナ禍でも電話に関する相談は随時受けていた。
- ・虐待をしそうだとの相談もあった。
- ・臨機応変に個々のケースに応じた対応をきめ細やかに行ってきた。
- ・児童館だよりをホームページでも周知することを検討している。
- ・LINE、SNSを使った相談は全庁的なデジタル化等や東京都のLINE相談の状況等を見据え検討していく。

【意見】

- ・相談しやすい環境、LINEやSNSを活用した相談体制の整備
- ・市としてのLINE相談など、助けを求めやすい環境をつくってほしい。
- ・子育てアプリの活用

- ・子育て世代の転入者への周知
- ・ストレスを抱えている親が多数いることへの対応
- ・下貯水池の向こうの公園を借り上げて、「今週は自由に使ってください」とざっくばらんに遊べるようにしてはどうか。管理体制、安全安心にして。
- ・感染リスクを分散しながら、安心して遊べる、集まる場所など安全なまちになっているか。自宅に引きこもりがちになっていないか調査が必要ではないか。

□子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

【現状】

- ・会員相互の援助活動事業に、新たに子育て支援関連施設等との連絡調整やひとり親家庭等への利用支援、見守りネットワーク～大きな和～
- ・見守りネットワーク～大きな和～は68団体の事業者と協定提携
- ・協力会員登録者数は51人、利用会員の登録者数は子育て支援が38人、子育て支援の活動件数は251件
- ・コロナ禍では、支援を真に必要とする子育て家庭が困窮しないよう事業継続してきた。
- ・5月利用者は1件だが、その後は、産前産後の支援を求める人などで前年度同時期より増えている。

【意見】

- ・協力員の方の資格要件を設けてほしい。

■コミュニティ・スクールに関する現状と取り組みについて

地域での子育てを応援することが大切だが、そのキーとなるのが、コミュニティ・スクールではないか。もうすでに立ち上げているところと、これからのところがある。現状を調査したいとの意見が出された。

現在のコミュニティ・スクール実施状況は、

平成30年度～ 五中・七小・九小

令和2年度～ 四中・八小・十小

【現状】

- ・コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校で保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参加すること
- ・育てたい子ども像、めざすべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みのある学校

- ・「地域と共にある学校」
- ・2023年（令和5年）度までに全ての学校で実施することを第二次東大和市学校教育振興基本計画に掲げている。
- ・地域学校共同活動として、地域住民や保護者等の参加の下、芝生・花壇整備、図書、学習支援、給食の配膳、登下校の見守りなどの活動を各学校の実態に応じて行っている。
- ・教職員への理解啓発や保護者・地域への情報発信、参加意識の向上に取り組む必要がある。
- ・組織的・継続的な体制の構築に向け、地域コーディネーターの育成、小中一貫での連携した取り組みの実施などが必要
- ・必ずしも中学校ごとに指定推進する訳ではない。
- ・コロナ禍で、集合での会議ができなくても書面による会議など最低限はできている。
- ・リモート会議は環境が整っていないが、学校も変革していく時期と考えている。
- ・教員の働き方改善計画で、地域との役割分担を保護者や地域の方をお願いしている。
- ・学校から地域へ出て行くときにどんな地域参加ができるのかなども、協議会で話し合いが進むことが望ましい。
- ・学校からの働きかけだけでなく、地域からの要望に応えられるように、働きかけていきたい。
- ・学校運営協議会は合計15人以内。地域住民、保護者、学校運営に資する活動を行うもの、卒業生、学識経験者など12人以内、学校職員等3名
- ・組織の連携も今後可能性は出てくる。
- ・時間をかけて作り上げていくもの
- ・体験活動、地域人財を活かした授業ができる、地域とのつながりや安心感、地域の人にとって経験を活かすことで一人ひとりの生きがいや、自己有用感につながる。
- ・子どもを中心に当事者意識でそれぞれがかかわる。
- ・予算上の措置はあり、消耗品で必要な物は買える。
- ・校長や副校長の研修の実施や、保護者や地域の方への周知に努めていく。

【意見】

- ・学校ごとのやり方を尊重して発展させていくことは大事なこと
- ・できる限り運営協議会に参加されている方の意見が反映されて、学校が

いい方向に変わっていけばよい。

- ・教育において要ではないかと思っている。
- ・学校だけでは解決できないところを地域の人と一緒に子どもたちを育てていこうというところ
- ・子どもたちのよりよい環境整備、子育てについて解決していくことが目的で、それを浮き彫りにしないと意味がない。学校の課題をどういうふうに解決していくかというところから始めて、地域住民等にアピールしていくことを重視して進めてほしい。

4. 先進市への行政視察及び研修参加について

■愛知県豊田市「子ども条例と子ども会議について」

子ども条例制定の経緯

平成17年、次世代育成支援行動計画に、子どもの権利保障の推進として「(仮称)とよた子ども条例の制定」を重点事業の1番目に掲げ、住民、各種団体、学識経験者、9名の子ども条例検討部会が開催された。子どもの意見を反映させるため、中高生を対象に子ども委員を公募し40名が集まった。平成18年、夏休みを利用し、地域子ども会議(471名出席)を開催し、合計6,000件の意見を集約し、順位付けをした。子ども市議会を開催。子ども委員による条例起草ワーキンググループも3回開催。平成19年10月条例施行。条例制定後は学校や保育園で子ども権利学習プログラムを実施。中学校を対象に権利啓発事業を実施(教員研修・全校講演会・権利学習の授業)。

条例の活用

子どもがわがままになるのでは?権利があるなら義務や責任もあるのでは?という質問に対しては、丁寧に説明し、周知に努めている。→人権は生まれながらに持っているもの。義務や責任は契約の時のものであり、区別する必要がある。自分には大切にされる権利があることがわかると、人にも同じように権利があるということがわかってくる。子どもに関する総合的な視点での施策の実現、子どもの権利侵害を救済する第三者機関である子どもの権利擁護委員のいる相談室の設置、子どもの意見表明の場としての子ども会議。子ども会議から子どもシンポジウムが行われている。ポスターセッションから提案書「私たちが実行していきたいこと」を提出へ。市の施策や計画策定を進める際に、子どもの意見を聴く機会が確保されている。中学生の子ども条例の認知度は約3割。周知が必要。

【意見】

- ・子ども条例が「子どもに優しいまちづくり」の趣旨に沿ってつくられている。
- ・子どもの目線を大切にして、意見を取り入れている。
- ・豊田市子ども条例の中の第2章で子どもにとっての大切な権利、第4条や第8条の中で、その権利をしっかりと行政が支えていくことが非常に強くうたっている。(大人は、子どもとふれあい、子どもの声を聞き、子どもと共に生きることによって、喜びと夢を分かち合うことができる。子どもは、地域の宝であり、社会の宝。保護者や、子どもにかかわる仕事や活動に従事する大人だけでなく、すべての市民が子どもに対する責任を負っている。社会全体で、子どもと直接向き合う大人への支援と子どもが育つ環境づくりを進めなければならない。子どもが夢をかなえることができるまちは、すべての人にとって希望のあふれるまちになる。)
- ・なぜ豊田市子ども条例が必要なのか(子どもの視点から子育ての環境を改善する必要性、親の視点から子育てを社会化する必要性、市民・地域社会の視点から子どもの権利に対する社会的認識を促進する)
- ・4年間ぐらいかけて、こういうしっかりしたものをつくられる、またいろんなすばらしい組織ができていて、それくらい必要
- ・市民が外から若い人をまちに呼び、住んでいる方、若い人たちのコミュニティーをつくる土壌がある。
- ・地域特性があって、それに伴って必然的に子ども条例ができてきた。
- ・前文の中で、「子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在」として、自らの力で未来を切りひらく主体ということ、子どもの自立を意識させるような文になっている。
- ・平成17年にまず、とよた子どもスマイルプランから出発した。
- ・規制する方向ではなく、子どもの権利を保障しようと考えた。
- ・認知度の点では、まだまだ課題もある。
- ・対応してくれた職員の方も本当に理解し、市民の皆さん、先生からの質問にもきちんと答え、伝えることを本当に大事にされている。東大和でも子ども条例を作りたい。
- ・「子どもたちがどういった目標を持って学んでいくか」子どもの視点に立って条例を制定されている。
- ・「優しいまちづくり」が、意欲を引き出していないと、結局は子どもたちのためにならない。自主的に子どもたちが意欲を持って学んでいく、その象徴として条例をつくる。

- ・東大和の下地となる文化を創っていくことが、子どもの自主性の尊重につながる。核となるものの上に子どもたちが自由に発想していかないと、意見や方向性がまとまっていけない。

■全国市議会議長会「2040未来ビジョン出前セミナー」

～児童虐待をめぐる諸課題と地域の役割

【研修内容】

- ・「しつけ」と「体罰」について、「虐待」と「しつけ」は全く異質、「しつけ」に「体罰（暴力）」が含まれるようになったための誤解
- ・「しつけ」は習慣化を意味し、不快な状態から自力で快の状態に戻れない乳幼児に対し、擁護者が手助けをする。これを繰り返すことで3歳頃にはセルフコントロールする力が形成される。「しつけ」の目的は自律性（自己調節機能の形成）
- ・体罰は即時的効果がある。行動をやめさせるために、常に罰が必要になり、次第に痛みや苦痛への慣れが生じる。自律性とは逆であり、体罰（虐待）を受けた子どもには生理的調節、感情、感覚調節、行動調節に障害が生じる。軽度の体罰も子どもの問題行動につながり、脳の発達に影響を与える。
- ・「しつけ」と「体罰」の混同は明治期以降の西欧化、軍事教育による。
- ・アタッチメント（愛着）行動による安心感の回復、適切な自尊感情と他者への信頼感、道徳性、共感性、罪悪感の形成
- ・虐待の増加（妊娠先行結婚、10代の出産、離婚、母子家庭、相対的貧困）
- ・児童相談所への虐待通報件数、1990年1,000件－2018年約16万件
- ・基礎自治体の役割（家庭支援が自治体の仕事、虐待地域支援拠点の整備、要保護児童対策協議会の実質機能化、地域の子育ち支援の拡充、保育所の機能の見直し、学童保育の活性化）

【意見】

- ・しつけと体罰の違い、虐待ということが整理できた。
- ・発達障害の子どもたちに対する学校での教育や支援のあり方を考えさせられた。
- ・親子の信頼関係の構築の仕方に介入するのは難しい問題。子どもの自主性をどのくらい尊重するか、境目が重要
- ・しつけの目的が自律性、自己調節機能の形成であることを確認した。

基礎自治体の役割を、当市でも確認して見直す必要性もある。

5. 調査を終えて

子ども虐待が増え続けている中、子ども虐待の発生予防、早期発見、発生時の迅速な対応が求められている。そのため、相談体制の充実を図るため、学校（教員）、保育施設（保育士）、地域、保護者、各関係機関などと連携と情報を共有していくことが大切だ。子ども虐待が増えているが、コロナ禍でさらに増えている。様々な要因が絡み合い、複合化している状況がわかった。各関係機関が連携を取りながら対応をしていることも確認できた。引き続き個々のケースにはきめ細かに対応をしていくことを望む。同時に、孤立化している子育てを、地域で支える仕組みを充実させることが大切だ。

全国市議会議長会の未来ビジョン出前セミナーで学んだ、基礎自治体の役割（家庭支援が自治体の仕事、虐待地域支援拠点の整備、要保護児童対策協議会の実質機能化、地域の子育ち支援の拡充、保育所の機能の見直し、学童保育の活性化）を検証していく必要がある。

当市においては、東大和市子ども・子育て未来プランの子ども・子育て支援事業の地域子ども・子育て支援事業について、改めて見直ししながら、強化していく必要がある。

特に、コロナの影響により大人も子どもも距離を保ちながら関係性をどのようにつくっていくかは今後の大きな課題である。

地元企業などもしっかり連携して、具体的なアプローチを考えていくことで、社会全体で子育てを応援していく雰囲気を作ることができる。

地域で子どもの育ちを支援することの一環として、コミュニティ・スクールへの期待は大きい。地域と学校を連携、協働するのに力を入れることが一番の解決の方法であり、本当に切り込んでやっていく組織体制を作っていかなければならない。

少子化・核家族化によって、社会の連携の希薄化や育児に関する知識不足などが考えられるため、自治体の子育て環境をきちんと整備して、子育てを社会全体で支援していく。子育て家庭に最も近い公共団体が、法的な拘束力のある子ども条例などを築きながら体制づくりをしていくことが必要である。

令和2年9月の市制50周年を機に、市は子ども・子育て憲章という大きな理念を掲げた。今後、子ども達のこころといのちを守るための取り組みについては、地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの充実や相談しや

すい仕組みなど体制づくりに向けて検討を進めていくことを求める。

◆今後期待する具体的な取り組み（意見より抜粋して再掲）

- ・担任の先生だけではなく、全教員が相談体制を取り、誰に相談してもいいようにする。
- ・いじめ防止のシンポジウムの発表が素晴らしいが、一つのフロアなので、一部のところしか聞こえない。伝わるような工夫をしてほしい。
- ・相談ホットライン東大和をつくれなにか。
- ・就学援助の入学準備金の申請期限が4月末となっているのを延長できないか。
- ・親自身の発達障害や介護や貧困など問題が複合化している。いろいろな部署とつなぐことが重要
- ・子ども家庭支援センターの体制強化
- ・家庭の丸ごと支援が必要。孤立化を防ぐための早期発見で地域を支えていく。
- ・相談しやすい環境、LINEやSNSを活用した相談体制の整備
- ・市としてのLINE相談など、助けを求めやすい環境をつくってほしい。
- ・子育てアプリの活用
- ・子育て世代の転入者への周知
- ・ストレスを抱えている親が多数いることへの対応
- ・下貯水池の向こうの公園を借り上げて、今週は自由に使ってください、とざっくばらんに遊べるようにしてはどうか。管理体制、安全安心にして。
- ・感染リスクを分散しながら、安心して遊べる、集まる場所など安全な町になっているか。自宅に引きこもりがちになっていないか、調査が必要ではないか。
- ・ファミリーサポートセンター協力員の方の資格要件を設けてほしい。
- ・コミュニティ・スクールについては、子どもたちのよりよい環境整備、子育てについて解決していくことが目的で、それを浮き彫りにしないと意味がない。学校の課題をどういうふうに解決していくかというところから始めて、地域住民等にアピールしていくことを重視して進めてほしい。

◆今後の課題

限られた時間での調査の中で、出された課題については、いずれも、今後

の子ども達にとって重要な施策となる。市としても研究を重ね、また、喫緊の課題でもあることから、スピード感を持って対応することを期待する。

- ・ 子ども参加の会議など開催

子どもが保護の対象ではなく、まちづくりを担う市民の一員として、参加できる仕組みをつくる。

- ・ 外国籍の子どもや保護者への支援

文化や言葉の壁で孤立やいじめなどが無いような相談・支援を充実させる。人権教育の面からも取り組みが必要

- ・ G I G A スクール構想への対応

国の方針により市が大きな予算をかけて進めているが、現場での進め方など議論がない。子ども達への影響も大きい。学習面以外でも子ども達のまとまり、関係性などをどう育てていくかも含めて、考えていく。